

懲罰委員会規程

第1条（目的）

この規程は、従業員の懲戒処分を実施する際に公正な取扱いを行うために設置する懲罰委員会(以下「委員会」という)の設置に関する事項を定めたものである。

第2条（委員会の構成）

1．委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 1人

副委員長 1人

委員 5人以内

2．原則として委員長は専務が、副委員長は総務部長がこれを務めるものとし、委員については従業員の中からその都度社長が任命する。

第3条（職務）

1．委員長は、会務を総理し、また委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

2．委員は、従業員の服務規律と秩序維持および従業員の懲戒処分に関する事項について、任命権者の諮問により必要な事情調査および審議を行うものとする。

第4条（招集）

委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

第5条（審議事項）

委員会は、社長から諮問を受けた以下の事項について審議する。

懲戒被疑行為の事実関係の調査および確認

懲戒処分を課することの適否の判定

懲戒処分を課する場合における懲戒処分の種類の判定

その他、委員会が必要と認めた事項

第6条（意見聴取等）

委員長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、事実関係の説明または意見を聞くことができる。

第7条（当事者の弁明）

懲戒処分対象者は、委員会に対し、自己の被疑行為について弁明することができる。

付 則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。